

袖ヶ浦市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月5日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 笹 生 典 之

令和元年度決算審査の結果（令和2年8月19日付け）に対する措置

令和3年2月18日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><b>諸収入</b> 福祉手当等返還金における調定額及び収入未済額が、財務システムと実態で一致していない状況が見受けられた。【障がい者支援課】</p>	<p>指摘事項に対して以下のとおり措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉手当等返還金における収入未済額全額について、調定伝票を起票し、財務システムによる適正な債権管理を行なった。</li> <li>2 債務者に対しては、返還金と収入未済額の内訳を説明し、10月に債務者から返済予定表を受理した。</li> <li>3 返還については、毎月、自宅に訪問して納付を依頼し、既に3回の納付があった。今後、適正な債権回収に努める。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（措置結果通知年月日：令和2年11月24日）</p>
<p><b>教育費</b> 地域資料管理活用事業において、一般使用料及び賃借料が過大に支出されている状況が見受けられた。【郷土博物館】</p>	<p>過払いとなったA2判複写機賃借料については、契約相手方と協議の上、袖ヶ浦市財務規則に従い返還請求手続きを行い、令和2年9月4日に返還金全額の収入を確認した。</p> <p>今後の契約行為後の予算執行については、契約書及び関係法令等を十分に確認し、適切に行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（措置結果通知年月日：令和2年10月23日）</p>
<p><b>諸収入（国民健康保険特別会計）</b> 一般被保険者保険給付返納金における調定額及び収入未済額が、財務システムと実態で一致していない状況が見受けられた。【保険年金課】</p>	<p>令和元年度の一般被保険者保険給付返納金の収入未済額4,116円を令和2年度に令和2年6月1日付けで繰越し、更に同日付けで調定更正を行い、0円に変更した。</p> <p>今後発生した一般被保険者保険給付返納金について、脱退した期間に複数の社会保険に加入した事例では、経緯、レセプトの内容と請求金額を複数の職員で確認することを徹底する。</p> <p>また、滞納繰越する金額を事業別実績調書と財務システムにて、担当者及び上位の決裁者がそれぞれ確認を行う。</p>

令和元年度決算審査の結果（令和2年8月19日付け）に対する措置

	(措置結果通知年月日：令和2年11月2日)
<p><b>使用料及び手数料（公共下水道事業特別会計）</b></p> <p>下水道使用料及び農業集落排水使用料について、適正な滞納整理及び処分を行っていない状況が見受けられた。負担の公平性の観点から法令等を遵守し適正な債権管理に努められたい。【下水対策課】</p>	<p>強制徴収公債権がおよぶ滞納処分（実態調査⇒差押等）について以下のとおり措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 袖ヶ浦市よりかずさ水道広域連合企業団へ無断転出で転出先が不明となっている債権者リストの作成（H27.3月～R1.7月分 50件）を依頼し、かずさ水道広域連合企業団より強制徴収公債権を行使した調査の依頼を受ける。（8月末）</li> <li>2 転出先不明者について実態調査 住基台帳の調査や他市への調査依頼を行い、転出先や勤務先、年収等の情報を収集</li> <li>3 納税課との連携 税の滞納情報で転出先不明者の突合</li> <li>4 かずさ水道広域連合企業団との連携 転出先が判明した者については、かずさ水道へ催告書の送付を依頼（9月～10月中）</li> <li>5 催告書送付者について、納付がない債務者には、実態調査の結果を加味して、督促状兼差押予告等の送付を行い、下水道使用料の差押え等の強制徴収を行う。（11月～12月）</li> <li>6 上記のとおり毎年度計画的に実施する。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(措置結果通知年月日：令和2年10月9日)</p>